

兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進状況

～女性活躍推進法（※1）及び次世代育成推進法（※2）に基づく行動計画の公表～
（※1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
（※2）次世代育成支援対策推進法

「特定事業主行動計画」を一部改正しました

男性職員の育児休業取得率が大幅に増加していることから、「特定事業主行動計画」を改正して数値目標を更新（赤字の部分）し、令和7年3月18日から、新たな目標に向けて取り組んでいます。

目標1

職員一人当たりの年次休暇取得日数を年間14日以上とすること

目標2

男性職員の育児休業取得率を65%以上（そのうち、取得期間が2週間以上のものが85%以上）とすること

目標3

男性職員が対象の出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率を100%とすること

目標4

女性警察官の割合を12%とすること
（令和8年4月1日までに）

